

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項 1に定める専 決事項	備考	
				局長	部長	第一類 事業所 長	課長	課内 室長			主査
土木部	土木管理課	管理班	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による特殊車両の通行許可				○			(5)	
土木部	土木管理課	管理班	(2) 特殊な車両の通行許可事務処理要領（昭和53年建設省道交発96号道路局長通達〔別添1〕）の規定に基づく特殊車両許可状況及び事故報告				○			(7)	
土木部	技術管理課	技術調整班	(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条第3項の規定による命令		○					(6)	
土木部	技術管理課	技術調整班	(2) 建設リサイクル法第14条の規定による助言又は勧告				○			(6)	
土木部	技術管理課	技術調整班	(3) 建設リサイクル法第15条の規定による命令		○					(6)	
土木部	技術管理課	技術調整班	(4) 建設リサイクル法第42条第1項の規定による報告の徴収				○			(7)	
土木部	技術管理課	技術調整班	(5) 建設リサイクル法第43条第1項の規定による立入検査				○			(6)	
土木部	技術管理課 工事検査室		(1) 工事検査の実施					○		(1)	
土木部	技術管理課 工事検査室		(2) 工事検査報告					○		(1)	
土木部	技術管理課 工事検査室		(3) 工事検査の認定					○		(1)	
土木部	土木事務所管理課		(1) 道路法第21条の規定に基づく他の工作物の管理者に対する工事施行命令等			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(2) 道路法第22条の規定に基づく道路及び道路の附属物の損傷等に伴う施行命令並びに示談書の締結			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(3) 道路法第24条の規定に基づく道路工事施行の承認				○			(5)	
土木部	土木事務所管理課		(4) 道路法第32条の規定に基づく道路の占用許可				○			(5)	
土木部	土木事務所管理課		(5) 道路法第40条の規定に基づく原状回復についての指示			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(6) 道路法第43条の2規定に基づく車両の積載物の落下の予防等の措置			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(7) 道路法第44条の2の規定に基づく違法放置等物件に対する措置			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(8) 道路法第66条の規定に基づく他人の土地の立入又は一時使用			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(9) 道路法第71条の規定に基づく監督処分			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(10) 災害対策基本法第76条の6に基づく災害時における車両の移動等の措置			○				(1)	
土木部	土木事務所管理課		(11) 千葉市法定外道路条例（平成17年千葉市条例第19号。以下「法定外道路条例」という。）第7条の規定に基づく工事等承認				○			(5)	
土木部	土木事務所管理課		(12) 法定外道路条例第9条の規定に基づく法定外道路の占用許可				○			(5)	
土木部	土木事務所管理課		(13) 法定外道路条例第16条の規定に基づく原状回復についての指示			○				(6)	

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者						共通専決事項 1に定める専 決事項	備考
				局長	部長	第一類 事業所 長	課長	課内 室長	主査		
土木部	土木事務所管理課		(14) 法定外道路条例第22条の規定に基づく監督処分			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(15) 法定外道路条例第24条の規定に基づく他人の土地の立入又は一時使用			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(16) 千葉県放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年千葉県条例第45号。以下「放置自動車条例」という。）第10条の規定に基づく立入調査			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(17) 放置自動車条例第11条の規定に基づく撤去勧告				○			(6)	
土木部	土木事務所管理課		(18) 放置自動車条例第12条の規定に基づく措置命令			○				(6)	
土木部	土木事務所管理課		(19) 放置自動車条例第13条第1項の規定に基づく移動及び保管				○			(6)	
道路部	自転車政策課	駐車対策班	(1) 千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第15条の規定による取り除かない自転車等の処分				○			(5)	
道路部	自転車政策課	駐車対策班	(2) 千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和58年千葉県規則第62号。以下「自転車規則」という。）第10条の規定による利用の承認				○			(5)	
道路部	自転車政策課	駐車対策班	(3) 自転車規則第11条の規定による利用承認事項の変更の承認				○			(5)	
下水道企画部	下水道経理課	経理第一班	(1) 下水道事業に係る起債の申請及び発行		○					(1)	
下水道企画部	下水道経理課	経理第一班	(2) 千葉県都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年千葉県条例第34号）第6条第1項及び第3項の規定に基づく負担金の賦課決定及び通知				○			(5)	
下水道企画部	下水道経理課	経理第一班	(3) 千葉県都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年千葉県規則第18号）第3条の規定に基づく受益者の申告				○			(7)	
下水道企画部	下水道経理課	経理第一班	(4) 農業集落排水事業に係る起債の申請及び発行		○					(1)	
下水道企画部	下水道経理課	経理第二班	(1) 下水道事業に係る一時借入金の決定	○						(1)	
下水道企画部	下水道経理課	経理第二班	(2) 各会計の資金操作		○					(1)	
下水道企画部	下水道経理課	使用料班	(1) 千葉県下水道条例（昭和38年千葉県条例第16号。以下「下水道条例」という。）第8条の規定に基づく届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道経理課	使用料班	(2) 下水道条例第15条の規定に基づく認定				○			(5)	
下水道企画部	下水道経理課	使用料班	(3) 農業集落排水処理施設条例（平成4千葉県条例第27号）第12条に基づく届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道経理課	使用料班	(4) 農業集落排水処理施設整備事業分担金条例（平成5年千葉県条例第23号）第5条に基づく分担金の賦課及び徴収				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	業務推進班	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3の規定に基づく命令等		○					(6)	
下水道企画部	下水道営業課	業務推進班	(2) 千葉県水洗便所改造等資金助成条例（昭和43年千葉県条例第18号。以下「下水道助成条例」という。）第8条の規定に基づく決定				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	業務推進班	(3) 下水道助成条例第10条ただし書きに基づく決定				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	業務推進班	(4) 下水道助成条例第11条の規定に基づく助成決定の取消等				○			(6)	

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者						共通専決事項 1に定める専 決事項	備考
				局長	部長	第一類 事業所 長	課長	課内 室長	主査		
下水道企画部	下水道営業課	業務推進班	(5) 千葉県流域下水道維持管理要綱（昭和56年千葉県下第一第223号）第11条の規定に基づく通知				○			(12)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(1) 千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号。以下「下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則」という。）第6条に基づく、公共下水道排水設備工事業者の指定				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(2) 下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則第8条に基づく、公共下水道排水設備工事業者の指定の更新				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(3) 下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則第15条に基づく、公共下水道排水設備工事業者の取消・業務停止				○			(6)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(4) 下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則第18条に基づく、責任技術者の業務停止				○			(6)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(5) 下水道法第13条の規定に基づく立入検査の実施				○			(6)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(6) 下水道条例第5条の規定に基づく届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(7) 下水道法第12条の3の規定による特定施設の設置等の届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(8) 下水道法第12条の4の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(9) 下水道法第12条の5の規定による計画変更命令	○						(6)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(10) 下水道法第12条の6第2項の規定による実施の制限期間の短縮通知				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(11) 下水道法第12条の7の規定による氏名の変更等の届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(12) 下水道法第12条の8第3項の規定による承継の届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(13) 下水道法第37条の2の規定による改善命令	○						(6)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(14) 下水道法第38条の規定による監督処分命令	○						(6)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(15) 下水道法第39条の2の規定による報告の徴収				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(16) 下水道条例第10条の3の規定による除害施設の新設等の届出の受理				○			(7)	
下水道企画部	下水道営業課	排水設備班	(17) 千葉県流域下水道維持管理要綱（昭和56年千葉県下第一第223号）第12条の規定に基づく通知				○			(12)	
下水道企画部	下水道営業課	接続指導班	(1) 下水道法第16条に規定する工事等の承認				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	接続指導班	(2) 下水道法第38条の規定に基づく監督処分命令	○						(6)	
下水道企画部	下水道営業課	接続指導班	(3) 下水道条例第22条の規定に基づく行為の許可				○			(5)	
下水道企画部	下水道営業課	接続指導班	(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による協議及び同意（下水道法第4条に規定する事業計画の認可を要しないものに限る。）		○					(5)	
下水道企画部	下水道営業課	接続指導班	(5) 宅地開発に係る協議		○					(5)	

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者						共通専決事項 1に定める専 決事項	備考
				局長	部長	第一類 事業所 長	課長	課内 室長	主査		
下水道企画部	下水道営業課	接続指導班	(6) 千葉市法定外水路条例（平成17年千葉市条例第18号。以下「法定外水路条例」という。）第6条の規定による工事等の承認				○			(5)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		○					(5)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(2) 河川法第24条の規定に基づく河川区域内の土地の占用許可、同法第26条の規定に基づく工作物の新築等の許可		○※1		○※2			(5)	※1新規 ※2継続
下水道企画部	総合治水課	河川班	(3) 河川法第31条の規定に基づく原状回復命令		○					(6)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(4) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定による免許		○					(5)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(5) 公有水面埋立法第3条の規定による書面及び関係図書の縦覧		○					(1)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(6) 公有水面埋立法第32条の規定による免許の取り消し等		○					(6)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(7) 公有水面埋立法第34条の規定による効力の復活		○					(5)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(8) 公有水面埋立法第42条の規定による国の埋立の承認		○					(5)	
下水道企画部	総合治水課	河川班	(9) (4)～(8)以外の公有水面埋立法に係る事務				○			(1)	
下水道施設部	下水道維持課	用地管理班	(1) 下水道法第18条及び下水道法第31条の準用規定に基づく損傷負担金の請求	○						(6)	
下水道施設部	下水道維持課	用地管理班	(2) 下水道条例第24条に規定する占用の許可				○			(5)	
下水道施設部	下水道維持課	用地管理班	(3) 千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）第19条から第22条の3までの規定による使用の許可		○					(5)	
下水道施設部	下水道維持課	用地管理班	(4) 法定外水路条例第8条の規定による行為の許可				○			(5)	
下水道施設部	下水道維持課	用地管理班	(5) 法定外水路条例第18条の規定による監督処分		○					(6)	
下水道施設部	下水道維持課	用地管理班	(6) 下水道暗渠の使用に関する規則第7条の規定による許可				○			(5)	
下水道施設部	浄化センター	水質監視班	(1) 水質月報の報告		○					(7)	
下水道施設部	浄化センター	水質監視班	(2) 下水道法第13条の規定による立入検査の実施				○			(6)	
下水道施設部	浄化センター	水質監視班	(3) 下水道法第39条の2の規定による報告の徴収				○			(7)	
下水道施設部	浄化センター	施設管理班	(1) 下水道条例第24条に規定する占用の許可				○			(5)	
下水道施設部	浄化センター	施設管理班	(2) 千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）第19条から第22条の3までの規定による使用の許可		○					(5)	